**「高原の広々芝生広場でドローン体験＆ジビエハンバーグのランチプラン」**本旅行の説明書

本旅行は広島県誘客促進支援事業を利用して行います。

広島県誘客促進支援事業とは、新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴う移動自粛の影響により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、観光需要喚起対策事業として、旅行代金等の割引補助をするものです。

当社では、7 月 23 日以降に出発のお客様に対し、この補助金を活用して下記の旅行プランを割引いたします。

１．対象旅行プラン

　令和2年7月 23 日～令和3年2月28日（日）までの出発

　【第１期】令和 2 年 7 月 15 日～令和 3 年 2 月 28 日：広島県在住者対象

　【第２期】令和 2 年 8 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日：中国地方および愛媛県在住者対象

　【第３期】令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 2 月 28 日：日本国内在住者対象２．割引額・支払い方法

２．割引額・支払い方法

　　お一人様4,800 円（税込）のツアー代金から 2,500 円の補助を割引し**2,300 円（税込）**での販売になります。

　予約サイトからの申し込みはサイトからお支払方法をお選びください。現金での支払いの場合は当日お支払いください。

３．行程

　　【10:30開始の場合】→10:20集合

　　　（総合案内所に集合しドローン体験、ティアガルテンカフェで昼食）

【12:00開始の場合】→12:00集合

（ティアガルテンカフェで昼食、その後12:50に総合案内所に再集合しドローン体験）

※各時とも、神石高原ティアガルテン総合案内所に集合（神石高原町上豊松72－8）

４．最少催行人員及び定員、添乗員の同行

　　2名から4名まで　　添乗員の同行はありません。施設のスタッフの指示に従い下さい。

５．注意事項

　①補助金の上限に達ししだい、旅行割引プランの販売は終了になります。

　②旅行契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の旅行代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは取引条件説明書をご覧ください。

　③18歳未満のお子様の操縦は、保護者様の同意が必要です。

　④新型コロナウィルスの感染状況等によって、上記期日及び地域は変更となる場合があります。

**＊この書面は旅行業法第１２条の４による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法第１２条の５により交付する契約書面の一部となります。**

標準旅行約款をご確認の上、お申し込みください。

**企画販売；一般社団法人　神石高原町観光協会**

広島県知事登録旅行業第地域-428号

一般社団法人全国旅行業協会正会員

国内旅行業務取扱管理者　冨山公明